令和5年6月13日、志賀町役場議場において本会議を再開した。 (午前10時00分 開議)

(出席議員12名)

1番 梢 正美 2番 表谷茂浩 3番 中谷松助 4番 福田晃悦 5番 南 正紀 6番 寺 井 強 堂下健一 7番 8番 南 政 夫 9番 越後敏明 10番 冨澤軒康 櫻 井 俊 一 11番 12番 林 一 夫

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町		長	小	泉		勝
副	町	長	庄	田	義	則
教	育	長	間	嶋	正	剛
参		与	新	田	辰	巳
総務課長兼デジタル情報課長			Щ	下	光	雄
富来	支方	長	吉	村		満
企画財政課長			村	井		直
税	務 課	長	中	田	龍	_
住	民 課	長	池	端	久	幸
子育て支援課長			東	Щ	和	憲
健康福祉課長			宮	下		隆
環境	安全記	果長	上	滝	達	哉
商工観光課長			福	田	秀	勝
農林水産課長			大	谷	清	樹

まち整備課長 山内 勉

富来病院事務長 笠原雅徳

会計管理者(会計課長) 平野雅巳

学校教育課長 藤井 専

生涯学習課長 大島信雄

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長 向 井 徹

議会事務局参事 飯田一也

議会事務局次長 坂上 大輔

(議事日程)

日 程 第 1 町長提出 議案第33号、第34号及び第37号並びに町政一般(質疑、 質問)

日 程 第 2 町長提出 議案第33号、第34号及び第37号(委員会付託)

(開 議)

福田晃悦議長 ただ今の出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 町長提出 議案第33号、第34号及び第37号並びに町政一般(質疑、質問)

福田晃悦議長 次に、町長から提出のありました議案第33号、第34号及び第37号に対す る質疑並びに町政一般に対する質問を行います。

あらかじめ、発言時間について申し上げます。会議規則第56条第1項及び志賀 町議会の議案質疑及び町政一般質問の運用に関する規程第9条の規定により、各 議員の発言は、執行部側の答弁を含め概ね40分以内とします。

それでは、発言を許します。

福田晃悦議長 5番 南正紀君。

南正紀議員はい、議長。

おはようございます。5番 南正紀です。

本定例会におきましては、地域の活性化に関する質問を3点させていただきま

す。

最初に、伝統芸能・文化等の継承に対する支援についてお尋ねをいたします。 これまでの間、全国的にコロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、各地域 での伝統的祭りや各種イベントの多くが開催中止となってきました。

今般、コロナウイルス感染症が5類に引き下げられたことで、通常の社会経済活動が取り戻せる環境となりましたが、これまで祭り・年中行事の中止が長く続いたことで、各地の伝統的文化等の継承が困難になるのではないかと危惧する声を多く聞きます。

祭り・年中行事等の伝統文化の理念・形式・技術は、年間を通して人から人へと対面伝授されるものであります。祭りの多くは無病息災・疫病退散・家内安全・商売繁盛など、地域の安寧を祈願するものであり、利害や得失無しに関係者全般の活力発揮の場所となります。年中行事も地域における結びつきや活力を向上させるものが多く、それらの行事が数年間開催できなかったことで、伝統の機会喪失、地域文化の衰退・消滅につながると危惧されているのであります。

以前は、祭りや地域の重要行事の際は都市部で働く若者や、県外に進学した学生が帰省し参加する姿を多く見ました。また、そのような学生の多くは地元へ帰り就職していたとの感がありますが、近年はそうした若者も少なく、地域の活力減退や人口減少の一因となっております。

そこへコロナ化が追い打ちをかけた格好であります。

かつて、阪神淡路大震災、中越沖地震、東日本大震災の復興に際しても、祭り や伝統行事の各種行事が再興の結束力、復興力に大きく寄与したとされておりま す。人はどん底から這い上がる際には、やるべきこと、必要に迫られていること のみを行うだけでは努力が継続できません。将来に希望が持てる環境の整備が不 可欠であり、復興の際のモチベーションが、かつて地域を挙げて行っていたイベ ントにあったというわけであります。そのような観点からも、それらの継承は地 域存続の要と考えます。

また、これらの行事とともに、冠婚葬祭も同様と言えます。冠婚葬祭は時代と ともに変化してきましたが、コロナ禍によりさらに大きく変容いたしました。コロナ下での行動制限・自粛ムードの中、家族のみでの結婚式・葬儀が急増し、社会的にも違和感なく認知されてきました。これを冠婚葬祭の簡素化とみる向きも ありますが、一方で冠婚葬祭は日常的に希薄な人々をつなぎ、新たな出会いを創出し、地域社会での一員であることを実感する場でもあります。そのため、冠婚葬祭の簡素化は親せき縁者・友人知人・上司や関係者、地域社会との絆を弱体化させ、社会構造の転換にもつながるものと考えます。

現在これらの状況を時代の変化と捉えてよしとするのか、コロナ禍前の状態に 戻すべく行動するのか、私は後者を選択したいと考えます。

将来にわたり魅力で活力にあふれたふるさと志賀町であるために、地域の伝統芸能・文化・年中行事等の継承に注力する地域や団体等に町としてどのような支援が行えるのか、町長のお考えをお聞かせください。

また、祭り等神事を伴う行事には行政として関与できないという事が通常であることは承知をしておりますが、現在は極めて特殊な状況にあります。何とか知恵を絞り、支援する方策がないかご一考いただきたくお願いを申し上げます。

福田晃悦議長 小泉町長。

小泉勝町長 議長。

南正紀議員の伝統芸能・文化等の継承に対する支援についてのご質問にお答えをいたします。

伝統芸能及び文化等の継承については、コロナ禍により、町内多数の地区で、 祭礼が中止あるいは神事のみとなっており、この3年余り、地域の伝統文化の継 承に影響を与える状況が続いていました。

今年5月、新型コロナウイルス感染症の分類が5類に引き下げられ、全国的にも観光イベントや祭礼などが以前のように開催されていることから、本町においても、それぞれの地区の事情はありますが、公民館事業や祭礼などが実施されていくものと考えています。

しかしながら、継承については、人口減少や少子高齢化、さらには郷土愛の希 薄化など、さまざまな要因がさまたげになっていると認識していますが、地域の 伝統文化の継承には、地元区民の、関係者の熱意が不可欠であり、コロナの分類 が引き下げられた今こそ、地域で機運を高めながら、伝統文化の継承に繋げてい ただきたいと思います。

町といたしましても、本年度、地域の伝統行事である稗造地区の「粗朶漁」、 志加浦地区の「おしょうらい」の二つを映像記録として残すことを予定としてお り、その他の伝統行事についても順次、保存していく計画としております。

また、伝統芸能の新たな担い手育成を支援する「いしかわ県民文化振興基金事業」のほか、郷土芸能にかかる用具の購入や修繕などを支援する宝くじの「コミュニティ助成事業」について、周知を図っていきます。

併せて、令和3年度に文化振興基金1,000万円を積み立てており、地域の伝統 文化の保存・継承にかかる補助制度等の創設についても検討し、本町の伝統芸能 継承に繋げていきたいと考えています。

以上、南議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 南正紀君。

南正紀議員はい。

前向きな答弁であったというふうに理解したいと思います。一度廃れてしまったり、消滅すると復活が困難な伝統芸能でありますので、是非とも全力でご支援いただきたくお願いを申し上げます。

続いて町祭再開についてお聞きいたします。

地方創生や町おこしという言葉が世に浸透して久しいですが、地方におきましてはさまざまな地域イベントが開催をされております。

しかし、どれだけイベントを盛り上げることができても、その盛り上がりが一時的なものとして終ってしまうと、せっかくの取り組みも意味がなくなります。 取り組みを有意義なものとするためには、イベント自体を盛り上げることはもちろんでありますが、継続して観光客や関係人口を増加させることが大切となります。

さて、地域イベントとは、地域活性化の達成を目的として行われるイベントであり、短期的で非常設的なものであります。地域活性化を目的とするからには、イベントそのものの成功ばかりではなく、地域の活性化にどれだけイベントが寄与したか、という部分が重要となります。「もう一度ここに訪れてみたい」、「この産品をまた購入したい」といった思いを持たせるような結果に結びつけるべきであります。

地域創生を考えるとき「まったく新しい取り組みをしなければならない」と考えがちでありますが、その考え方は困難であるとともに、大きなリスクを伴います。地域に既にある資源・産業・強みに着目し、それらを活かした取り組みが重

要となります。本町に当てはめれば「他に誇れる山海の幸」、「美しい里山里海の景観」、「歴史ある勇壮な祭礼などの伝統芸能・文化」といったところであります。

新たな宿泊施設やアミューズメント施設の開発、本町での先進的海洋センター整備事業等の取り組みも重要でありますが、既存資源を有効に生かし、地元事業者や住民に大きな負担がかからないイベントづくりが肝要であります。

コロナ禍による行動制限の中、長期にわたり娯楽やイベントが大きな制約を強いられてきた今、多くの町民の皆様は魅力あるイベントの開催を求めているのではないでしょうか。先に行われた自衛隊のコンサートも大変好評であったと聞きます。是非とも、官民一体となった、持続可能なイベントの開催を求めるものであります。町民の皆様からも町祭の再開を求める声を多く聴きます。地元住民の皆様の心の拠り所として、また志賀町の魅力を発信し、町外から多くの来場者を招き、交流人口の獲得、リピーターの創出に努めていただきたいと考えます。

町祭再開について、町長の考えをお聞かせください。

福田晃悦議長 福田商工観光課長。

福田秀勝商工観光課長議長。

南正紀議員の町祭再開についてのご質問にお答えいたします。

町祭についてでありますが、「西能登やっちゃ祭り」は、町民参加型で、昭和63年度から平成30年度まで計29回夏季に、また、「大漁起舟祭」は、食をテーマとして、平成23年度から30年度まで計8回冬季に、開催しておりました。

しかしながら、関係団体の協力を得がたい状況など、さまざまな課題により、 令和元年度に町祭を休止の上、町議会、両商工会、区長会、JA等をメンバーと する検討委員会を設置し、町祭の在り方について検討を重ねましたが、結論に至 りませんでした。

近年のイベントの傾向を見ますと、志向の変化や新たな価値観により、従来からの在り方が見直されつつあることから、町としましても、行政主導から各種団体が実施するものへと移行することで、多様化するニーズに対応できるものと考えております。

今年度も、昨年度に続き賑わい創出委員会が富来地域でイルミネーションイベント「ときめき桜貝廊」を実施するほか、町が本年度創設した志賀町提案型地域づくり事業費補助金を活用して、商工会主催により、志賀・富来両地域で花火大

会を実施する予定であります。

さらには、富来商工会青年部の「海のほとり市」など、各種団体が実施するイベントに対する支援も予定しており、これらが魅力ある地域資源として広く情報発信されることで、アフターコロナにおける新たな賑わい創出と交流人口の拡大に繋がるものと考えております。

また、本年秋には「いしかわ百万石文化祭2023」の期間中に、食のイベントとして、「和牛サミットin志賀」を開催することとしており、その状況を見ながら、新たな食のイベントの実施について、検討していきたいと考えております。

以上、南正紀議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 南正紀君。

南正紀議員議長。

新たな食のイベントなどの実施を検討していただけるということであります。 ぜひとも実施に向けてお願いします。

最後に移住者支援についてお聞きいたします。

人口減少、少子高齢化が急速に進む現在、地方圏から東京圏への転出超過はいまだ年間10万人以上の規模で続き、東京一極集中の傾向が是正されていません。 今後は過疎地域等をはじめとする地方圏において、より著しい人口の低密度化が進むことが予想されており、地方公共団体においては、将来に向けたさまざまな施策を展開し、地域の日常生活支援機能の維持や暮らしを支える仕事づくりに取り組んでいるところであります。

このような地方圏において、地域力の維持・強化を図るためには、地域づくりの担い手の育成・確保が大きな課題の一つとなっており、移住・交流施策を通じて積極的に問題解決に取り組む地方公共団体が増え、それぞれにしのぎを削っております。

かつての高度経済成長に伴い、地方圏から三大都市圏への大規模な人口流出が起こり、農山漁村では「過疎問題」が発生したことを受け、昭和45年、議員立法で過疎地域対策緊急措置法が制定されました。以降、関係補助金や過疎対策事業債等による過疎対策により、過疎地域の道路舗装率や水洗率等が向上するなど、一定の地域格差の是正が図られてきました。

その後、日本全体が人口減少の局面に入るに際し、地方への人の流れを創出するため、平成21年度には「地域おこし協力隊」が創設されました。この施策により地方自治体に配された隊員の約2割ほどはその地域で起業をしているなど、地域外の人材の導入により地域に新しい発想や力を吹き込むというだけでなく、新しい仕事の創出にもつながりました。

さらには、平成20年度にスタートした「子ども農山漁村交流プロジェクト」では、子ども達に着目した事業であり、総務省、農林水産省、文部科学省、環境省の連携の下、農山漁村での実地体験等を含む小学校が行う宿泊体験等を支援しております。

各自治体におきましては、これら国からの支援を受けながら地域の活性化に注力してきましたが、地域づくりの主たる担い手は、地域住民であることは言うまでもありません。しかしながら、一方で、地域外から地域住民となった移住者や地域外の人材も、地域づくりの担い手として重要な役割を果たしうるのであり、移住対策の重要性がうかがえます。

本町におきましては、西山台ニュータウン、みらいとうぶ等で移住・定住策で高い実績をあげてきました。移住後の支援も手厚く、移住を検討し当町の調査に訪れる方々への「移住体験宿泊費補助金」も他の自治体と比較しても突出しておりますが、宿泊を伴わない企業調査や、空き家見学、役場窓口での移住相談などを行う際の「移住調査支援金」を創設・拡充できないか、町長のお考えをお聞かせください。

福田晃悦議長 村井企画財政課ふるさと創生室室長。

村井直企画財政課ふるさと創生室長議長。

南正紀議員の移住者支援についてのご質問にお答えをいたします。

本町の移住定住の促進に向け、宿泊を伴わない調査活動に新たな補助をという ご提案でございますが、実施に向けては、さまざまな視点から検討していく必要 があると考えております。

まず、現行制度の移住体験や仕事探し等に対し、宿泊費を補助する「移住体験宿泊費補助」の現状につきましては、令和3年度に制度を創設し、町ホームページをはじめ、県が設置する「いしかわ就職・定住総合サポートセンター」ILA Cを通じて、都市部の方にも幅広くPRしていただいており、周知されているこ

とと思っておりますが、3年目となる現在までに、問い合せは数件あまりで、補助実績はありません。

この現状から、宿泊を伴わない移住調査に対する補助制度を新たに設けることは、支援のチャンネルが増える点でイメージアップにつながるのかもしれませんが、これまで本町に移住された方などの動向を見ますと、あらかじめインターネットで情報収集をし、金沢市や七尾市を宿泊拠点にして、県内複数の市町を順に回って決めるパターンが多く、会社の転勤や定年後に別荘を購入されての移住を除き、本町だけをターゲットにして調査に来られる方は少ないものと考えております。

また、移住は、その人にとって大きな決断であり、日帰りなどの短時間で決めることができるとは思えません。

近年、全国的に移住者と地元住民とのトラブルが多発していることもあり、できれば町内に宿泊をしていただき、色々な物件や集落を見て回り、その中で土地柄や風土を肌で感じていただくことが、よりよい移住につながるものと考えております。

議員ご提案の補助制度については、すでに県において、子育て世代を対象に、 移住の下見に係る交通費と宿泊費の補助、テレワーク移住者向けには、お試し移 住に係る交通費と滞在費の補助を行っており、ホームページの閲覧やILACの 紹介を受けて、多くの都市圏の方が利用されております。

こうしたことから、行動範囲が広い移住希望者の交通費補助は、現行どおり、 県の補助制度を活用していただくことが適当であると考えており、本町で新たに 交通費等の補助を創設する考えはありませんが、今後、移住促進に向けた、より よい方策について検討していきたいと考えております。

以上、南正紀議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 南正紀君。

南正紀議員はい、議長。

ただ今の答弁の中でですね、移住というのは大きな決断であり日帰りなど短時間で決めることができないという答弁もありましたが、私聞いたことがありますが、日帰りを何度も繰り返して決めるという方もいらっしゃるようであります。1日きりでもちろん決められることではありませんが、本町に興味のあ

る方が複数回訪れるという事も考えられますので、ぜひともまた前向きに制度 の創設を考えていただきたいと思います。

以上で私からの質問を終わります。

福田晃悦議長 7番 堂下健一君。

堂下健一議員はい。

おはようございます。

私のほうから3点に渡り、大きく3点にわたり質問していきます。

まず第1点目に空き家問題についてであります。

以前にも空き家対策等については質問をしています。その時の答弁では今後も 空き家は増加していくとの答弁でした。

人口減少は即空き家問題にも直結してきています。地区によっては、家を解体 し更地にしているところもありますが、一方空き家がそのまま放置されているよ うな地区も見受けられます。現在は危険空き家とはいえなくてもこのまま放置す れば将来的に危険な存在となることは避けられません。

問題となるのは、県道や町道、いわゆる公道に面した箇所が積雪時や地震の時などに倒壊するなどで、危険個所として顕在化してきます。通学路や人や車の往来がある個所については、即対応することが求められます。

少ないとはいえ、空き家に借り手がつき、新しい住人が生活をはじめている家 もあります。中には1年の半分を田舎でという方もいらっしゃるようです。スタ イルはどうであれ、空き家を利用されることは結構なことで、地域の活性化にも 繋がっていくことを期待します。

それでは4点にわたり具体的な質問に入ります。

①として、町内には危険な空き家(特定空家)と認定されているのは現在何 軒あるのか、そして、その管理者となる人とは連絡がついているのでしょうか。 また、空き家の管理を今後どのようにしていくのか、その意向を確認できてい るのでしょうか。

2番目に、空き家を借りて生活を始めた人は、ここ5年くらいでどのくらいい らっしゃるでしょうか。県内外からの比率と皆さんの生業について分かればお答 えください。

3番目に先の珠洲での地震でも空き家の倒壊が問題視されていますが、志賀町

も10年先をみると同じような境遇に陥ることは明白です。早急な対策が求められますが、具体的な対応策をお聞きします。

4番目として空き家を解体するには、2~300万円の解体費用がかかり、更地にすれば今度は固定資産税が跳ね上がる現実に、空き家の解体をためらうことも理解できます。この固定資産税の問題がブレーキとなっているような話も聞きます。全国の地方の自治体は抱えている問題は同じかと思いますので、法律の改正も含めて関係機関と協議していくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

福田晃悦議長 小泉町長。

小泉勝町長はい、議長。

堂下議員の空き家問題についてのご質問にお答えをいたします。

近年、空き家については、とりわけ景観、防犯、防災といった観点から、廃屋、 危険家屋への対応が、地域における大きな問題となっています。

町としても、空き家の発生を抑制する取組や利活用策、そして、特に危険な空き家である特定空家への対応が、重要な課題であると認識しております。

今後は、団塊の世代の相続問題などにより、更なる空き家の増加も懸念される ことから、町としても強い危機感をもっており、所有者のみならず、地域全体で 空き家問題に取り組んでいく必要があると考えております。

先般、空家等対策の推進に関する特別措置法が改正され、今後、国から示される指針をもとに、より充実した空家対策について、志賀町空家等対策協議会と連携しながら、検討をしていきます。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

なお、詳細については、各担当課長から答弁させますのでよろしくお願いいた します。

福田晃悦議長 中田税務課長。

中田龍一税務課長はい、議長。

堂下議員の空き家問題についてのご質問のうち、空き家に係る固定資産税について、お答えいたします。

現行の税法では、空き家を解体し更地にした場合、200平方メートル以下の土地について、評価額を6分の1とする住宅用地特例が適用されなくなり、固定資

産税が増額します。

議員ご指摘のとおり、空き家解体による土地の固定資産税の増額については、 特に都市部において、土地の評価額が高いことから増額幅が大きくなり、解体へ の支障となっていると考えられます。

しかし、本町においては、都市部に比べ、土地の評価額が低く、また、町の評価要領に基づき、更地にした土地の現況地目・評価額を見直していることから土地は増額となりますが、空き家解体による家屋の減額分と差引きすると、固定資産税全体では、解体前より安くなる場合が多く見受けられます。

このことから、空き家解体をためらう要因は、固定資産税だけの問題ではない と考えております。

また、税の問題につきましては、今後も税法や関係法令等に基づき、適切に対応していきたいと考えております。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 山内まち整備課長。

山内勉まち整備課長 はい、議長。

堂下議員の空き家問題についてのご質問のうち、特定空家の軒数等についてお答えいたします。

特定空家とは、そのまま放置すれば倒壊のおそれがあるなど、保安上危険であると認定された空き家を示しており、住民からの情報をもとに、特に危険と判断した空き家は、判定委員会の専門的な知見を経て、最終的には志賀町空家等対策協議会が特定空家と認定しております。

本町における特定空家の軒数については、これまでに15軒が認定され、現在は、 解体が進み残り10軒となっております。

その内、6軒については、相続問題、高額な解体費用を負担できないとの回答を得ており、4軒については、書面による助言・指導を行っていますが、いまだに連絡がない状況であります。

今後は、現地を再確認し、倒壊などにより、人の生命、身体及び財産に重大な 損害を及ぼすなどの危険な状態が切迫していると認めるときは、その所有者に勧 告し、これに従わない場合は、躊躇せず、行政代執行による解体を行い、地域住 民の安全を守ります。 この場合、解体にかかる費用については、後日、空き家の所有者に対し請求することになります。

また、前回の空き家調査により、人の管理がなされていない約50軒の危険な空き家を把握しておりますが、今後は、判定委員会の判断により特定空家に認定された場合は、認定済みの空き家と同様の取扱いを進めて行きます。

町では、これらの解体を後押しする目的で、令和4年度より、特定空家を含む 危険な空き家の解体費用に対して、上限50万円を補助しております。昨年度の実 績で4件、今年度は既に6件の申し込みがあり、今後も更なる助成制度について の住民周知に努めてまいります。

なお、地震や暴風による空き家の危険な状態が切迫している場合には、防護網等による飛散防止など、最小限の応急措置で対応しております。

次に、空き家を借りて生活を始めた世帯数についてでありますが、本町の、空き家の利活用を目的とした「空き家バンク制度」及び「移住定住促進賃貸住宅家賃助成金制度」から合計19世帯と把握しており、その内、町外からの移住が12世帯で、63パーセントの町外比率となっております。なお、生業については、把握しておりません。

町では、新たに、全国版の空き家バンク登録制度に加入し、広域に周知したところであり、今後、更なる空き家の利活用の増加を期待しております。来年4月から、相続制度の改正により、相続登記が義務化となり、相続人が明らかになり易くなることから、死亡手続きの際に相続人に対し、空き家の問題点と解決方法を記載したパンフレットを配布し、空き家の数を増やさない未然の防止策も検討していきます。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 堂下健一君。

堂下健一議員 はい。

今ほども答弁をいただきましたけども、いわゆる空き家問題のなかでも特定空き家についての問題でありますけれども、いわゆるいまだに連絡がつかない、指導・助言をしていても連絡がつかないと。そして最終的には解体した場合は空き家に対する、請求するわけでありますけれども、おそらくこれは回収できない可能性が高くなるんじゃないかという気がします。その時点で指導・助言の段階で

連絡がつかないってことはそれ以降もつかない可能性が高いと思いますので、先週の新聞ですか、空き家のコンサルティングのような形をしている人の記事みましたけれども、早い段階でとにかく家族でどうやって家を保持するなり解体なりという相談をしておくべきだと、またその相談におきましては町だけでは無理なもんで、不動産とかそういった業者も含めてきちっとした連絡体制をしながら個別対応すべきだという助言を書いておりました。そういった意味では今後ますます増えるのは目に見えてますし、また特定空き家になった場合ではもう遅いと、今の段階でどういう形で今後していきますかってことを確認すべき行動にきているんじゃないかという助言でありましたので、そういうニュースがありましたんで、これはまたこれで参考にしてほしいなと思います。

あと町外からの移住の方が多いということで、それはまたけっこうなことです し、いろんな意味で僕の知っている関係においてはどちらかというと自由業的な 人が多いかなという気がします。

いずれにしましても、どういう形であろうと空き家をなるべく作らないっていう方向で努力してほしいと思います。

それでは次、2番目の質問に入っていきます。

2番目はですね、特定記念物と有機栽培・学校給食について総合的に取り組んでいくべきではないかという質問であります。

一昨年の衆議院議員選挙あたりからでしょうか、農業問題に関する報道が増えてきているように感じます。何らかの原因で貿易が止まるような事態に陥ると、日本はかつてのような国力がないので、世界の穀物市場では買い負ける。結果として世界で一番先に飢えるのは日本だと警告する学者もいます。

昨今の農業をめぐる話題に「みどりの食料戦略システム」があります。東大の 鈴木先生の言葉を借りればこの戦略が出てきた背景として、世界の潮流が減化学 農薬・肥料、有機農業に向かっていることをまず知る必要があると。世界の農業 企業と規制当局と、農薬企業と規制当局との癒着も明らかになり、特に、EUの 消費者は規制当局の安全性を信頼せず、化学肥料に対する独自の厳しい基準を採 用する方向へ政府を動かしてきた。それに呼応してEUへの農産物輸出国も厳し い基準を採用し、いつの間にか、日本が世界で最も農薬基準の緩い国になってき ているということが農水省の調査でも明らかになってきています。有機農産物が 国内の生産・消費に占めるシェアも諸外国に大きく水をあけられていると説明しています。

現状の化学肥料や農薬使用では諸外国から相手にされなくなる現実に、国も遅まきながらも、「みどりの食料戦略」で 2050 年までに有機農業の取組む面積を 100 万へクタール、全体の 25 パーセントまで拡大し、化学農薬を 50 パーセント、化学肥料を 30 パーセント減らすという目標を掲げました。その一環として有機農業に取り組む「オーガニックビレッジ」を 2025 年までに全国で 100 市町村、現在 44、5 の全国の自治体が宣言しているそうです、つくることを政策として掲げ、有機給食も支援の対策とされています。

支援金も実証実験や有機栽培米の学校給食導入、栽培技術のマニュアル化などにあてられているようです。

これらの追い風を受けて、6月2日には都内で、「全国オーガニック給食協議会」も設立されています。全国の32市町村、農業協同組合、生活協同組合など59団体、個人195人が加わったと報道されています。

志賀町においても、トキの放鳥受け入れモデル事業では、農薬の5割減が求められています。これは取り組まざるを得ないわけですので、これを機に尊保地区以外でも、あるいはコウノトリが餌を捕りに来る活動範囲でも農薬低減の栽培に取り組むことが求められているのではないでしょうか。コウノトリもトキと同じ特別天然記念物指定ですので、除草剤の影響で万が一の事態があっては大変です。オーガニックビレッジの支援金もトキのモデル地区指定助成金と比較しても相当な額ですので、活用しない手はないと思いますが、どうでしょうか。

有機栽培のコメ・野菜を学校給食に供給し、子ども達に安全・安心な食材を提供することについては、どこからも異論がないはずです。

世界農業遺産として、全国でも初期に認定されている地であること。さらに、トキの放鳥とコウノトリの飛来と子育てをする地という場所は、全国でも志賀町だけだと言っても過言ではありません。取り組むにはこれ以上の絶好の条件はありません。考察する価値は十分あると思いますが、どうでしょうか。

福田晃悦議長 大谷農林水産課長。

大谷清樹農林水産課長 はい、議長。

堂下議員の特別天然記念物と有機栽培・学校給食についてのご質問にお答えい

たします。

有機農業の推進について、国では「みどりの食料システム戦略」の中で、有機 農業の取組面積の拡大に向けて、地域ぐるみで有機農業の生産から消費まで一貫 して取り組む「オーガニックビレッジ」を、2025 年までに 100 市町村を創出す ることとしており、昨年 10 月時点で、全国 55 市町村が国の交付金の支援を受け て、取り組みを行っております。

ご質問のオーガニックビレッジへの国の支援金は、有機農業実施計画の策定や 計画に基づく取組の実施に向けた推進体制づくり等、有機農業産地づくりの推進 が主な事業内容となっております。

本町の有機栽培・環境保全型の栽培については、先の議会で、農家の負担とリスクが大きい中での慣行栽培からの転換を進めることは難しいなど、現状や課題についてお答えいたしましたが、今後、コウノトリの営巣やトキの放鳥に向けたモデル地区での取組状況を踏まえ、有機農業への機運が高まり、オーガニックビレッジに向けて取り組む意向のある地区が出てくれば、国の支援金を活用して、有機農業産地づくりに向けた支援を行いたいと考えています。

また、有機栽培の米や野菜を学校給食に提供する取り組みについては、有機栽培の認証を得た栽培農家が、本町にいないことや安定供給、価格面で課題があり、現時点では難しいものと考えています。

しかしながら、現在、県では、農薬・化学肥料を5割低減した特別栽培米の学校給食への提供について、県内全市町を対象に調整をしており、これを踏まえて、本町においても、トキのモデル地域で栽培された特別栽培米を学校給食に提供する方向で、現在、栽培農家やJA等と調整を行っています。

学校給食については、今後とも国、県の動向を注視しながら、保護者の負担軽減を含め、安全・安心な食材提供に努めていきたいと考えています。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 堂下健一君。

堂下健一議員 はい。

それでは再質問いたします。

いわゆる農家の負担とリスクが大きいってことで転換をするのは難しいってことですけども、その機運を待っていてもなかなかたぶん厳しいと思います。そう

いった意味では法律とかそういった国の体制として、有機農業、あるいはまたオーガニックって形の体制ができつつありますし、また世界的に見てもそういう流れになってますんで、それにある程度乗らないと、逆に言うとやっていけないっていうのは現実もあると思いますので、機運を高めるひとつの機関として行政があってしかるべきだと。ですから積極的に「こういう形で今、法律・法制が変わってきています。ですからこういう形の取組が必要なんですよ」っていう、一つの司令塔になっていくべきだと思います。

当然農協とか関係団体、またあるいは営農組合等含めて協議していくのは当然の話ですけども、そういったことを取り組まなかったら、これはいつまで経っても機運としては盛り上がってこない。待っていてもいつまでもできないっていうのはこれは現実でありますので、そのためにも行政がやっぱり一歩前へ出ることが求められているのではないかと思います。

課長にちょっと厳しいあれかもしれませんけども、答弁をお願いします。

福田晃悦議長 大谷農林水産課長。

大谷清樹農林水産課長 はい、議長。

堂下議員の再質問についてお答えいたします。

機運を高めていくのが町の、中心となって行っていくということでございますけども、現在今それをやっていくために、トキのモデル地区での尊保地区を中心として、そこから広めていくということで今やっている現状でありますので、何卒ご了承のほどお願いしたいと思います。

以上、堂下議員の再質問に対するお答えといたします。

福田晃悦議長 堂下健一君。

堂下健一議員 はい。答弁ありがとうございました。

いわゆる尊保地区を中心にして広めていくと。それはひとつのモデルになると思います。また今から 10 何年前ですか、富来地区におきましては有機栽培ってことで取り組んだ経験もありますので、そういった方々の経験も含めて、いまひとつやっぱり、コウノトリが地区を、近辺をエサ取りにまわってますので、それはやっぱり対応せざるを得ないと思います。尊保地区だけじゃなく、その近辺にも結構餌を朝晩、餌を取りにきているのを僕らも見かけますので、そういった方面をうまく利用すると。あるいはまた全国の自治体の中にはわざわざトキとかコ

ウノトリを冠に、頭につけて「トキとともに育つ米」とか、それを基にした酒とかいう形の売り込みがけっこうでてきてますので、そういった意味では取り組む価値が充分あると思いますので、尊保地区を中心にまた少しずつ広めていくってことに努力してほしいと思います。

それでは最後の質問に移ります。

最後は教員の充足についてであります。

ここ数年、5月になりますと教職員の全国での充足率が新聞記事となっています。その背景には、教員の残業過多によるブラック化が知れ渡り、全国の教育委員会では教員採用試験においては受験者数が激減しています。あるいは当初から定員割れをした採用しかできていない県も出ています。

文科省が4月に発表した昨年度の教員勤務実態調査の速報値によりますと、残業時間上限の月45時間を超えた教員が小学校で64.6パーセント、中学校で77.1パーセントいたと報告されています。全国的に教員不足が深刻するなか、学校が抱える課題は多様化していて、質の高い教員の確保が課題となっているとも報道されています。

「本来教員という仕事は夢のある楽しいものであるはずだ。昔は優秀な若者が 理想を抱いて教員を目指した。地域によっては教員は「高根の花」と言われる狭 き門だったこともある。しかし、いまや学校という職場は夢も希望もないブラッ ク職場だというイメージが広がり、希望者がどんどん減少している。このままで は、教員の質が下がるのは必至だ。それは教育の質も下がるということだ」と説 く識者もいます。私も同感とするところであります。

小・中・高・大まで含めれば、私の多くの同級生が教員の職につき、今でも私 学で現役の人もいます。

教育長も長い教員生活を振り返れば、このような事態に職場に陥った転機が あったかと思います。

今日のようなブラック職場としてのレッテルを返上できなければ、県内においても新学期、開けて見れば担任の先生がいないという学校が出て来る可能性が大きくなると思います。既に都道府県間で教員の争奪となっており、欠員分はそのまま他の教員の負担増になることは目に見えています。

一地方の教育長で解決できるレベルの課題ではありませんが、現状を最も理解

しているのは、町内においては教育長ではないかと思います。

先のニュースでは、教育学を専門とする大学教授らが、教員の長時間勤務の抜本的改善を求める署名運動を開始したとあります。会見した東大教授らは「教員に人間らしい生活ができ、働ける職場を、権利を保障するべき」と述べています。他にも「教員の労働条件は子どもの教育事件。教員の多忙化の解消は、喫緊の課題だ」「子どもの学習や生活そのものをサポートするのが教員。その教員が多忙のままでは、学校がもたない」「子どもを取り巻く学校の環境は、年々悪化している。教員の自己犠牲の精神による解決には、限界がある」と事態はここまで来ているということではないでしょうか。

現状に対する教育長の認識と志賀町での教員の残業実態をお聞かせください。

福田晃悦議長 間嶋教育長。

間嶋正剛教育長はい、議長。

堂下議員の教員の充足についてのご質問にお答えをいたします。

まず、令和5年度の町内小中学校の教職員の配置状況でございますが、「石川 県教諭等配置基準」のとおり、充足をしております。

本町の令和4年度における教職員の1か月当たりの平均時間外勤務時間は、小学校が前年度比4時間39分減の34時間6分、中学校が3時間36分減の46時間1分であり、いずれも減少をしております。

時間外勤務時間の上限の月45時間を超えた教職員は、小学校で10.4パーセント、全国比マイナス54.2パーセント、中学校では45.5パーセント、全国比マイナス31.6パーセントとなっております。

また、「過労死ライン」とされる月80時間以上の教職員は、小学校が1名、中学校ではおりません。引き続き、石川県の方針である「時間外勤務時間、月80時間を超える教職員ゼロ」を目指して、町教育委員会といたしましても、働き方改革の取組を進めてまいります。

次に、全国的な傾向であります、教職員の多忙化や教員志願者の減少については、私も憂慮をしております。

本町では、多忙化改善の取組といたしまして、町独自で、講師や特別支援教育の支援員、スクールサポートスタッフ、ICT支援員、部活動指導員、ハートフル相談員を配置いたしまして、教職員の負担軽減を図ってまいりました。

月ごとの勤務時間調査からも、時間外勤務時間が減少しており、年々、改善が見られております。

私も、これまでの教員生活を振り返れば、教員という職業は、子ども達の成長が見てとれ、やりがいのある仕事であるという思いを胸に、子ども達と向き合ってまいりました。

その様な思いで勤務できるように、今後も、教職員の働きやすい環境づくりに 努めてまいります。

また、教員志願者が減少している状況については、今後も、県と連携をし、町内の学校で教育実習を受け入れた際には、実習を通しまして、教育に対する熱い思いや、やりがいを伝えまして、充実した仕事への様子を見せるなどし、本町出身の教員志願者への意識を高められるように働きかけていきます。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 堂下健一君。

堂下健一議員 はい。

時間外労働につきましては、かなり減ってきていると。全国的でも少なくなっていくというか、それはそれで結構なことなんですけども。その指針であります月80時間っていうのは妥当なものかどうかっていうのは、これはまた別な問題だと思います。やはり月80時間ということは1日4時間ですから、大変な時間なわけです。それだけ本人のやはり精神的、肉体的に余裕がなくなるっていうことですので、やはりもっと減らしていくっていう形でないと、本当にブラック職場っていうこのレッテルはなかなかとれるもんじゃありませんし、また皆さんも逆に言うと、「学校の先生っていい仕事だよ」って形で勧められなくなると思うんですよね。そういった意味では、健全なる精神は健全な肉体に宿るという言葉もありますけれども、やはり先生が、教員が健康であって初めていろんな意味でいい教育ができるという現状でありますから、やはりこれは本当にもう町・県に対しても、もっと少なくなって皆さんが余裕を持って子ども達に接することができる形のことが求められると思います。感想がありましたらひと言。

福田晃悦議長間鳴教育長。

間嶋正剛教育長 堂下議員の再質問にお答えをいたします。

私も教員という仕事に関わりましては、教員という職業意識と、働きやすい職

場といいますか労働条件の両立が大切であるというふうに考えております。

町といたしましても、県の3年間の取り組みにおきまして各学校の課題とか先 生方個人の課題も把握しております。月ごとの勤務状況の調査も行っております し、月ごとの校長会、教頭会を通じまして指導・支持もしております。

今後とも各学校の状況を確認しながら、また先生方の健康管理という事も大事でございますので、80時間近くなる教職員に対しましては、医師による健康面談も実施しておりますので、そのあたり教員のメンタル面のフォローもしっかりと努めながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、堂下議員からの再質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 堂下健一君。

堂下健一議員 再質問ではありませんけど、私の経験から一つだけ言っておきたいと思います。

実は40年ほど前ですけども、宮城教育大学の学長でありました林竹二先生の映画を見たことがあります。授業の最初と最後でも、でている高校生の表情が変わるんですね。それだけ教育ってものはほんとに教え方、教える人たちの気持ちが伝わるかどうかによって、子ども達も大きな影響を与えるっていうことですので、やはり健康であってがんばってほしいっていう願いでありますので、付け加えておきます。

以上であります。

福田晃悦議長 ここで、暫時休憩します。

(午前11時01分 休憩)

(午前11時10分 再開)

福田晃悦議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

福田晃悦議長 1番 梢正美君。

梢正美議員 はい。

おはようございます。

これより通告通り、3つ、一般質問をさせていただきます。初めての一般質問なのでとても緊張しておりますが、よろしくお願いいたします。

それでは一つ目の質問をさせていただきます。

まず一つ目の質問です。子ども家庭庁設置に伴う町の取組を問います。

政府は令和5年4月1日、こども政策を更に強力に進めていくため、常に子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもまんなか社会の実現に向けて、子どもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、子どもの権利利益の擁護を担う専一的な組織として、こども家庭庁を設置いたしました。

この設置に関連し、本町における子育で施策の取組についてお聞きいたします。 こども家庭庁では、同時に「全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送 ることができる社会の実現」を目指し、「こども基本法」が施行されました。同 法は、こども政策を総合的に推進することを目的としています。

また、3つの基本姿勢として、「こどもの視点、子育て当事者の視点」「地方自治体との連携強化」「NPOをはじめとする市民社会との積極的な対話・連携・協働」を掲げており、中でも地方自治体との連携強化においては、自治体における現場のニーズを踏まえた先進的な取組を横展開し、必要に応じて制度化するとされています。

本町の子育て支援については、出産おめでとう祝金をはじめ、県内でも手厚い 支援であると子育て当事者の一人としても認識しております。しかし、志賀町に おける少子化は加速度的に進行しており、さらなる対策は待ったなしの状態です。 少子化の進行に歯止めをかけるには、先を見据えた効果的な取組が必要に思われ ますが、このような現状に対し、どのようなお考えがあるか、お聞きします。

また、子育て当事者において、核家族化、地域の関わりの希薄化、コロナ禍による保護者間のコミュニケーションの減少によって、子育てを困難に感じる保護者が増えているとお聞きします。本町でも、保護者間でのコミュニケーションを図る場が減ったとの声をお聞きいたします。

町として、現在、実施している育児支援教室や子育て相談などについて、さらなる対策のお考えがありましたらお聞きいたします。

福田晃悦議長 小泉町長。

小泉勝町長 議長。

梢議員の「こども家庭庁」設置に伴う町の取組を問うのご質問にお答えいたします。

はじめに、厚生労働省の人口動態統計では、令和4年に生まれた赤ちゃんの数は、前年比5.1パーセント減で、77万人あまり、推計より10年を超える速いペー

スで少子化が進行しております。

本町の出生数は、平成29年度以降は100人を割り込み、令和4年度は65人であり、本町においても、国と同様にかなりのスピードで少子化が進行しております。本町の人口ビジョンでは、出生数の減少の原因は、若い世代の転出が特に大きくなっており、この人口の流出により、自然動態の減少を引き起こし、少子高齢化に伴う人口減少につながっていると考えられております。

しかし、ここ数年は出生数がほぼ60人前後で、横ばいに推移しており、徐々にではありますが、定住促進住宅地「みらいとうぶ」への移住・定住や、本町における子育て支援策等の効果がでてきているものと思われます。

今後も、若い世代の流出を少しでも食い止めるため、移住・定住対策を推進するとともに、さらなる企業誘致を行い、雇用対策と経済支援に努めていきたいと思っております。

次に、「こども家庭庁」の設置に伴う今後の町の取り組みと検討課題について であります。

まず、こども家庭庁は、少子化や児童虐待、子どもの貧困問題など、これまで 複数の省庁で対応していた子どもにかかる施策について、縦割りの弊害をなくし、 一元的な対応を図れるようにするため、設置されたものであります。

本町においては、国に先駆け、昨年度より、子育て部門と母子保健部門を統合し、「子育て支援課」として、子ども・子育てに関する対応をワンストップで行っており、現在、切れ目のない支援を継続・強化しながら実施しているところであります。

今後も、妊婦や子育て世代のニーズを、その時々に的確に把握しながら、不安や困っていることを少しでも解消し、安心して出産・子育てができるよう、さらなる子育て環境の充実を図っていきたいと考えております。

以上、梢議員のご質問に対する答弁といたします。

なお、本町の育児支援や子育て相談の状況については、担当課長から答弁させますのでよろしくお願いいたします。

福田晃悦議長
東山子育て支援課長。

東山和憲子育て支援課長はい、議長。

梢議員の「こども家庭庁」設置に伴う町の取組を問うのご質問のうち、本町の

育児支援や子育て相談の状況について、お答えいたします。

まず、本町における育児支援についてであります。

本町では、育児支援として、今年度より、新たに「産前・産後等ヘルパー派遣事業」を創設し、妊産婦等の家事や育児等の負担の軽減を図る必要がある家庭にホームヘルパーを派遣し、子育て世帯の不安の解消や負担の軽減を図ることとしました。

現在、まだ申し込みはありませんが、多くの方にご利用いただきますよう、制 度の周知に努めていきます。

次に、子育て相談については、まず、妊婦相談においては、保健師が母子健康 手帳の交付時に面談を行い、出産・育児等に関するさまざまな相談を受け、不安 の解消に努めております。

その後も新たな相談があれば、随時対応しており、来庁が困難な方には、事前の申し込みがあれば、オンライン相談も実施しております。

出産後の子育て相談事業としては、「すくすく子育て相談」や「ゆう遊クラブ」、 お子さんの発達に不安を感じている場合には「遊びの教室」、「子育てファミリー まるごと相談」などを実施して保護者の支援に努めているところであります。

「子育てファミリーまるごと相談」は、相談を希望されるお母さんやお父さんが増えていることから、本年度より、きめ細かく対応するため、月2回の相談を月3回に回数を増やして実施しております。

また、本年4月から母子健康手帳を補完するため、スマートフォンなどで使える、デジタルこども手帳「てくてく」を導入し、町からの子育て支援情報を提供しており、すでに44名の方が利用しております。

今後も、国等の動向を注視し、妊婦さんや子育てしているお母さん、お父さん のニーズをその時々に的確に把握しながら不安や困っていることを少しでも解消 して、安心して出産・子育てできるように、更なる子育て環境の充実を図ってい きたいと考えております。

以上、梢議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 梢正美君。

梢正美議員 はい。

ただ今の東山課長のご答弁を拝聴いたしまして、再質問させていただきます。

先ほど私の質問の中で、現状、現場のニーズに沿った中での子育て支援、効果的、さらなる対策という観点から、今現状としましては、保護者間でのコミュニケーションを図る場が減ったという声をお聞きしております。

またいろんな政策の中で、そういった場づくりやヒアリングをする機会を作っていただいていることは認識をできました。

しかし、対面的なそういった人と人のふれあいの場なども必要だと考えられます。

他地域ではパブリックコメントというものもありますが、やはり人と人と、 しっかり対話をした中でのコミュニケーションの中で、悩みの解決にいたるもの も多くあるかと思っております。

そういった場の形成について今後どのようにお考えかを教えてください。

福田晃悦議長 東山子育て支援課長。

東山和憲子育て支援課長はい、議長。

梢議員の再質問にお答えいたします。

コミュニティの場が減っておるということで、コミュニティの場を創設していただきたいということでございます。

町ではすくすく子育て相談、これは月1回の、毎月行っております子どもの健 診時に行っておるものでございます。その検診のなかで不安があった方について は、そこで相談を受け付けて、その場で解決をするようにしております。

また新たな場というか、現在第2期子ども・子育て支援計画の改定時期を迎えておるわけです。これは令和2年から令和6年までの計画期間となっております。その中でアンケート調査、就学時児童とか、小学生がいる児童の家庭に全数アンケート調査を実施し、意見を聴収し、これを委員会、子育て支援事業計画委員会に諮り、パブリックコメント等を実施しながら新たな計画を策定する予定としております。

以上、梢議員の再質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 梢正美君。

梢正美議員 はい。

ただ今の東山課長のご答弁を頂きまして、すくすく子育て相談、ゆう遊クラブ の活用において相談の場を設けていただいているというのは先ほどのご答弁の中 にもございました。

ひとつ、子育てという観点で、私のほうからこの様に認識をしているんですけども、やはり今国のほうでも一元的な対応を図れるようにというのは組織間の縦割りという考えかただけではなく、子育てというのは出産からそして育児、その未就学児だけが子育てではなく、やはり成長に合わせた子育ての悩みというのは母親・保護者にとって大きな問題となっております。今国の方では生まれてから20歳くらいまでの子育てという観点で書かれていたように記憶にございます。

そういった点でも、実際に成長に合わせた子育てで悩んでいる保護者に対して の支援というのも、次予定されております計画の中に盛り込んでいただければと 思っております。よろしくお願いいたします。

続きまして2つ目の質問に移らせていただきます。

2つ目の質問です。志賀小学校の駐車場確保の現況と、今後の具体的な対策を 問います。

志賀小学校に通う児童保護者から大きな催しに際し、駐車場の確保が難しい状況にあるとの声がありました。

富来小学校と比較しても志賀小学校は、児童数が多いことや、公共交通機関が乏しくマイカーでの利用が主であります。志賀町では、働くママが多く、仕事の都合で、わずかな時間帯しか子どもの様子を見られず、すぐに職場に戻らなければならない事情の保護者もいます。

また、学校近くの町有地に停めるため、早くから場所取りされる人もいますが、ほとんどの保護者は、町有地に停めることができず、地元の店舗の駐車場や知り合いの庭先、また、西山台の公共施設駐車場に自家用車を停めて、そこからピストン輸送を利用されています。

現在、西山台の公共施設駐車場では学校側とPTAが協力し、整備にあたってくださっています。

ただ、ピストンバスの待機時間と輸送時間をあわせると所用時間を要して、長 時間休みが取れない保護者には不便だという声もあります。

とは言っても、年に3、4回の大きな催しのために町が土地を所有し、維持管理するのは難しいとも考えます。

一方、学校近隣の方で敷地内の余裕スペースを貸与してもいいよというお声も

あります。

そこで、周辺の空きスペースを貸与することに協力できる方を募るとか、広い 道路では、片側斜め駐車を可能とするなど、地域や警察と協議するなどの手立て も考えられます。

保護者にとって授業参観や運動会などは、子どもが学校で普段どのように過ごしているのかを実際に見ることができる絶好の機会です。我が子の様子を目にするだけでなく、他の保護者同士のつながりや、懇談会では先生や保護者と直接会って話したり、学校の情報を直接聞けるチャンスでもあったりします。保護者が見に来てくれることは、子どもにとってとても嬉しいことであります。家庭に帰った際には、親子の話題のきっかけや絆づくりにとても重要な機会であります。子育て当事者のニーズに対して、柔軟に対応できる環境整備を求めます。

志賀小学校における駐車場確保に対する今後の対策など、お聞かせください。

福田晃悦議長間嶋教育長。

間嶋正剛教育長はい、議長。

梢議員の志賀小学校の駐車場確保の現況と今後の具体的な対策を問うのご質問にお答えをいたします。

志賀小学校での運動会や授業参観などの学校行事に際しまして、保護者駐車場が不足しているという状況については、認識をしております。

議員ご提案の広い道路での片側斜め駐車につきましては、警察の許可は得られませんし、周辺の空きスペースの借用についても、過去に同様の取扱いを行ったところ、迷惑駐車やマナー違反などが相次ぎ、周辺住民とのトラブルが多発した経緯がございます。

このようなことから、授業参観や運動会については、西山台の防災公園を臨時 駐車場として利用しまして、マイクロバスによる送迎を実施することになったも のであり、今後も同様の対応としていきたいと考えております。

また、授業参観についても、混雑解消のため、地区割による2日間の分割開催 とする工夫も行っております。

さらに、町では、駐車場不足の解消に向けて、昨年度、学校に隣接している土地を購入し、本年7月下旬から9月上旬にかけまして、新たに駐車場として整備することとしており、日頃はスクールバスのバスの待機場として、学校行事の際

には、保護者駐車場としての利用を考えております。

保護者の皆様には、駐車場の利用の際には、学校からの案内をご確認の上、適 正にご利用いただきたいと考えております。

以上、梢議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 梢正美君。

梢正美議員 はい、再質問していきます。

ただ今の間嶋教育長のご答弁によりまして、まず新たに駐車場として整備をしてくださっているということの情報、たいへんありがたく思っております。感謝を申し上げます。

そして私のほうから質問ですが、先ほどのご答弁の中で、周辺の空きスペースの借用について過去に取り扱っていただいたと、その中で迷惑やマナー違反などが相次ぎ、周辺の住民とのトラブルが多発したとお聞きしましたが、例えばその問題に対して、解決策はなかったのでしょうか。どんな問題が起きたのか、またそれを解決することによって、この今求められている現場のニーズに対してどう対応しようかというところの手立てはなかったのでしょうか。

ここで私の質問の中で、子育て当事者のニーズに対して柔軟に対応できる環境 整備を求めますという質問がございます。

その件について、お答えをお願いいたします。

間嶋正剛教育長はい、議長。

福田晃悦議長 間嶋教育長。

志賀小学校の学校行事等の開催に対しまして、保護者が400世帯ほどおります。 従いまして、駐車場の確保に関わりまして、やっぱり400台の確保が必要という ふうになってまいります。

開校当時周辺の住人の方々が好意的に空きスペースを、そのような声もございました。ただそういう声、取り組みに対しまして行ったところ、例えば私有地に駐車したりとか、アパートの駐車場に駐車したりとか、そのようなこともございましたので、また路場駐車もございました。

その点やっぱり事故等ございますので、学校とPTAで協議した結果、そういうことを勘案しまして、西山台のスクールバスを使いましたピストン輸送が一番 最適であったというふうに結論となったみたいでございます。 志賀小学校も平成28年開校しまして、8年が経過いたしました。原因の一つの 状況を勘案しながら、例えば学校行事の在り方とか、PTA活動の在り方とか、 通学バスの在り方も学校等、PTA、保護者の方々と協議を繰り返しながら試行 錯誤で取り組んでまいっているという経過でございます。志賀小学校としての方 式と言いますか、基盤ができつつあるという状況でございますので、梢議員さん からいただいたご意見ございますので、学校また、申し伝えまして、PTA・保 護者の方々ご意見をいただきまして、協議いたしまして、よりよい活用法につい て協議してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしく お願いいたします。

以上、梢議員からの再質問に対するお答えといたします。

福田晃悦議長 梢正美君。

梢正美議員 はい。

ただ今の間嶋教育長のご答弁を通しまして、いろんな問題がやはり私たち町民 の立場から見て、それ以上にいろんな問題があるかと思います。

現在もですね、地域の方から、地元の方で私有地に停めているというクレームのお声もちらほら聞こえてくるところもございます。そういった問題はなかなか全部解決には至らないということは私自身も認識しております。

その中で例えば他地域の事例なんですけども、先ほどもPTA、そして学校と協議を進めていくとありましたが、他地域の学校さんの中では、やはり地域、そしてPTA、学校さんのほうで協議をして、やはり近隣の駐車場確保にルール付けをした中で進めていくっていう方法をとっているところもあるというふうにちょっと調べた中でありましたので、またそういったことで前向きに取り組んでいただければと思います。

それでは3つ目の質問、最後になります。

長寿社会における学習者の主体的な学びの支援と学びの環境整備に対して問います。

人生100年時代に向けて生涯学習の重要性は一層高まっています。教育基本法第3条で、生涯学習の理念として、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるようその生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の

実現が図られなければならない」と規定されております。ここでいう「生涯学習」とは、学校や社会の中で行われる意図的・組織的な学習活動のみならず、スポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動など幅広く多様な活動を意味しています。このように私たちが生涯学習の活動を主体的に続けられることは、生きがいの創出、仲間づくり、健康づくり、介護予防、医療費削減などにもつながると認識をしております。そういったことを考えますと、町民の方々が主体的に学び、活動する機会や場所はとても重要です。

本町では主体的に活動を続けている団体が存在します。例えば、柴木総合公園 内にある屋内角力場では、地域の方が指導者となって週3回、地元小学生8人が 練習を行なっています。屋内角力場は県内でも数少ない通年練習ができる角力場 としても希少であるため、利用する子ども達と保護者が長く使った土俵の修繕を しながらこの場所を大切に使っておられます。

他にも、角力場横のコートでは11年前からペタンク競技練習を週2回、20人余りのご高齢の人達が自らコート整備や周辺の草むしり、ゴミ拾い、角力場内のトイレ清掃などのボランティア活動とペタンク競技を楽しんでおり、廃校となった小学校の体育館ではスポーツ活動やよさこいチームの練習、レクレーション活動などに利用されています。このように多種多様な団体が主体的に活動を続けています。

また、高齢者が多い本町では住み慣れた地域の中で、健康でいきいきとした暮らしができるように、自由に集まり、交流することができる場所があることは重要です。そのための活動場所の確保や環境整備への支援は必要であります。

老朽化する施設の整備には費用がかかりますので、できることとできないこともあるかと思いますが、これまでの活動を続けられる場所があることは利用者にとって安心して活動を続けられます。特に、ご高齢の方々にとって、地域の中で人とつながり、居場所があって、役割があって、することがあるということは、やりがい感や満足感、生きがい、持続可能なつながり、支え合いが生まれる大切な場所です。あるものを活かし、修繕しながら活用し、住み慣れた生活地域での居場所づくりへのご理解とご支援を求めます。

学習者の主体的な学びの支援と学びの環境整備に対するお考えをお伺いいたします。

福田晃悦議長 大島生涯学習課長。

大島信雄生涯学習課長 はい、議長。

梢議員の長寿社会における学習者の主体的な学びの支援と学びの環境整備に対して問うのご質問にお答えいたします。

町では、町民が生涯学習に関心や意欲をもって、積極的、継続的に取り組むことができるよう「学び」の環境整備の充実を図ることは必要と考えております。

現在、スポーツ協会や文化協会への加入、グループ教室などの募集を行っており、多様な分野において、さまざまな世代が活躍されています。

また、生きがいづくり、仲間づくりの核となる公民館事業においては、地域の 実情に合わせ、長寿社会に向けた健康増進や高齢者学級などの事業を実施してお ります。

施設面では、文化ホールをはじめ、図書館、総合体育館など各種施設があり、 利用者の利便性の向上を図るほか、幅広い世代の方が、安心して利用できる施設 の充実に努めているところであります。

町といたしましては、団体活動への補助金や各種教室への支援を行い、生涯学習の魅力向上や参加を促進し、町民が生涯にわたって「学び」が出来るよう、引き続き、支援と交流の場の確保と、環境整備の充実に努めていきたいと考えております。

以上、梢議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 梢正美君。

梢正美議員 はい、再質問です。

ただ今の大島課長のご答弁におきまして、私から再質問がございます。

まず先ほどの施設面でのご答弁で、文化ホールをはじめ、図書館、総合体育館などの各種施設があるというふうにお聞きしました。先ほどの柴木総合公園内には非常に充実した環境が整っているなというふうに思っておりまして、世代を超えて多くの方々が生涯学習の活動に毎日大勢の方が通われているのを私も目にしております。

その中で今私が質問をした中で、学習者の主体的な学びの支援という観点で、 支援の在り方について私が思いましたのが、やはりその現場でその今活動してい る方々のいろんな現場でよりよく安心して使っていく中で問題に抱えていること がございます。

またそういったことに対して耳を傾けたり、現場に足を運び、その方々と対面を通してお話を聞くということも支援ではないかなというふうに捉えておりますが、今後そういったことのケースがあった場合に、どのような支援の形を、姿勢と言いますか、取組みとして対応として、お考えなのかをお聞かせいただけますでしょうか。

福田晃悦議長 大島生涯学習課長。

大島信雄生涯学習課長 はい、議長。

梢議員の再質問にお答えいたします。

ただ今ご質問がありました姿勢ということなんですが、できるだけ利用者の言葉を聞き、利便性の向上を図る、図っていきたいと考えております。

以上、再質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 梢正美君。

梢正美議員 はい。ただ今の大島課長のご答弁によりまして、手厚く耳を傾けて、お話 を聞き、ご支援を頂けるという事に期待を感じております。

最後に私のほうからこの生涯学習の在り方として、本当に町民の方々が個人で主体的に活動している方、多いです。特に志賀町の旧体育館などの施設を利用して週2回練習を重ねてこられましたよさこいチーム、コロナ禍前は3チームが志賀町にございましたが、コロナ禍の中で解散されたチームが2チーム、そして舞士道チームが1チーム残りまして、今10代からそして50代女性が中心となったチームでございます。

先日行われました6月9日から11の3日間、4年ぶりに開催がされた能登よさ こい祭では見事この能登を代表して大賞を受賞されました。

そういったようにたくさん主体的に活動する団体さん、メンバーの方々の栄誉 ある活動にもつながっている場所でもございますので、ぜひとも環境整備に対す る取組みを前向きにお願いしたいと思います。

以上で私の質問は終わらせていただきます。

福田晃悦議長 3番 中谷松助君。

中谷松助議員 はい、議長。

日本共産党の中谷松助です。

私は第2回定例会にあたりまして、7点について質問をいたします。

まず始めに5月5日、珠洲市を中心に起きた最大深度6強の地震で被災された 皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

さて、1点目の質問であります。原発から再エネで電気料金の引き下げを求め よについてであります。

大手電力7社の電気料金がこの6月から大幅に値上げされます。物の値上がり が広がる中、エアコンが必要な夏に向けての大幅アップ。これはあってはならな いと思います。

ではどうすれば電気料金を安く抑える事が出来るのか、ずばり原発や石炭火発をやめて再生可能エネルギーに一刻も早く切り替える事です。もちろん大型集中開発は許されないと思います。あのドイツは原発をやめ、再エネへの切り替えを進めています。

今回の値上げの最大の要因は円安と燃料費の価格高騰だとしても、原発の場合、止まっていても巨額の維持費がかかります。現に今国会で明らかになりましたが、北陸電力や東京電力など電力9社が出資・設立した日本原子力発電、通称日本原電は原発の運転によって発電した電力を電力会社に販売するいわゆる卸売電気事業者ですが、東海第2原発、敦賀原発とも稼動しておらず、発電量はゼロなのに電力各社は2012年から22年度の間、総額1兆2,141億円もの電力購入費を払っているという事です。今回値上げする北陸、東京、東北の3社は今年2023年から25年度までに年間819億円も支払うことが判明しているという事です。

これは発電量にかかわりなく、原発の維持管理費を「基本料金」として日本原電に支払う契約になっているためです。この購入費が電気料金の計算の基礎になる電価に含まれ、結局、私達国民の負担増となります。

日本原電の社長は東京電力元常務で、北陸、東北、東京、中部、関西の各電力 社長も取締役に名を連ねているという事です。 電力業界の構造や電気料金の決 め方を抜本的に見直す必要があるようです。

さらに再生可能エネルギーへの切り替えを急がなければならない大きな理由が もう一つあります。

早くも現れているようですが累積CO2排出量の増加による気候変動への対策 として再生可能エネルギーの利活用はまったなしではないでしょうか。原発を動 かそうとすれば、いざという時のためにどうしてもその電力会社の既存の電源を 活用することになるでしょう。既存の電源の多くは火力発電です。という事はい つまで経っても、原発と火発を温存させ、再生可能エネルギーの普及を遅らせて しまいます。それでは地球の温暖化を抑えることはできず、取り返しのできない 地球にしてしまう恐れがあります。世界の流れはコストも安く安全でCO2大幅 削減の再生可能エネルギーへの大転換です。

再生可能エネルギーは外国依存の核燃料や化石燃料と違い国産100パーセントの元手のいらないエネルギー源です。エネルギー安全保障の面からも、地域経済発展の面からも持続可能な道ではないでしょうか。

その事を国や県にはもちろん伝え、北陸電力にはリーディングカンパニーとしての責任を果たされるよう求めて頂き、電気料金も低く抑えて頂く事を求めて頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

2点目は、住宅リフォーム助成制度の創設をについてであります。

焦眉の気候危機打開と言えば再エネと省エネであります。その省エネにつながるのが、住宅リフォーム助成であります。要は断熱であります。

本町では移住者の方にのみ最高100万円の住宅リフォーム助成制度があります。 しかしなぜ在住の私達町民には助成をして頂けないのでしょうか。県下でも他の 自治体で実証済みです。どこも業者さんにも住民の方にも喜ばれています。

現に町内でも移住者の方には大変喜ばれています。業者さん、職人さんへの仕事おこしで地域経済の活性化につながり、在住している我々にとってもより快適で、電気料金を安くする事につながります。

よって本町でも大きな視野に立って、町内業者さんによる住宅リフォームへの助成制度の創設を求めるものであります。

3点目は、国県道センターラインのはっきり明示を求めよについてであります。 よく年配者の方からお聞きするのは「雨天時や夜間などは視力が落ちているので、 センターラインがはっきりしていない所は本当に怖い時がある。交通安全を言う なら少なくともセンターラインをこまめにはっきりさせて頂きたい」というお声 です。

今引き始めているところもありますが、確かに薄くなったままの所、所々しか 新しく引いてなかったりで、およそ車社会にふさわしくない所が多々あります。 特に進路変更を伴う交差点の車線変更線や停止線、トンネルの中、カーブなどは、 はっきりした線引きは欠かせません。交通安全確保のためにも、国や県に少なく ともセンターラインの早めの、こまめな、はっきりとした明示を求めて頂きたい と思いますが、いかがでしょうか。

4点目は、笹波美知の駅トイレの改修、展望台の整備をについてであります。

西浦地内、笹波美知の駅にはトイレと展望台があります。しかし、トイレは使用停止、展望台はロープが張ってあったり、草木も生えたままであります。この展望台からは厳門とまた違った岩肌の美しいくぐり岩や、関野鼻の一部を眼下に見る事が出来ます。

5月にあった国内最大級のバイクイベント「SSTR2023」では、ライダーがせっかく立ち寄っていたにもかかわらず、残念だったのはトイレの使用停止と展望台の未整備が心苦しい限りでありました。

よってさらなる交流人口の拡大につながるよう、笹波美知の駅、トイレの一刻 も早い改修と展望台の整備、笹や草木類の除去で美しいくぐり岩などがいつでも 容易に見えるようにしていただくよう求めるものであります。

5点目は、小中学校給食費の完全無償化をについてであります。

今全国的に家計支援策として、また本来の食育として、給食費の無償化に取り 組む自治体が増えており、県下でも続々と無償化が進んでいます。

本町は早いうちから第2子以降の給食費を無償にし、他自治体の方からうらやましがられていました。しかしここに来て県内で完全無償化が進み、遅れをとった格好となりました。本来、憲法26条は「義務教育はこれを無償とする」とありますので、なおの事、国がやるべき事ですが、自治体独自の子育て支援の先行で、逆に国を動かしつつあります。本町もそこに連帯して国を動かす一翼を担うべきと思いますが、いかがでしょうか。

あと約4,000万円で小中学校給食費の完全無償化を実現することができます。 6点目は補聴器購入助成制度の創設をについてであります。

高齢者などの聞こえの支援、補聴器購入費助成制度も今全国に広がっています。 高齢者の半数は難聴と推定され、認知症のリスクを高めることも明らかになって います。ただ、補聴器は決して価格は安くはないので、助成する事が購入のきっ かけ、装着の動機付けとして、効果があります。 また同制度は「介護予防促進事業」として、補聴器の使用で閉じこもりを防ぎ、社会参加を進めて、介護予防につなげることが目的でもあります。

例えば「いつまでも好きなカラオケに行けるように」という事です。県下では まだ実施している所は無いようですが、だからこそ、先駆けとして本町から高齢 者支援として、補聴器購入助成制度実施の狼煙を上げて頂きたいと思います。

お隣、富山県では小矢部市が実施をしています。いかがでしょうか。

最後に、地域猫への不妊・去勢手術の助成をについてであります。

町内にも虐待や殺処分、飼い主のいない猫、いわゆる「不幸な猫をなくしたい」と日々心を痛めておられる方々がおいでます。猫は繁殖力が強く、町内でもいわゆる野良猫の鳴き声、ふん害に悩む地域もあります。そんな中、能登地方でも「不幸な猫、やっかい者扱いされている猫を救いたい」と活動されている団体・グループ等に不妊・去勢手術の助成が広がっています。

犬の放し飼いは今、ほとんどなくなっていますが、猫の場合「首輪に縄」という訳にはゆきません。やはりこれは命にかかわる事なので、放って置くという訳にはいかないと思います。本町でも「猫友の会」等のグループも出来ています。

よって、本町においても、地域のら猫の不妊・去勢手術費への助成を求めるも のでありますが、いかがでしょうか。

以上、7点について質問をいたします。

福田晃悦議長 小泉町長。

小泉勝町長議長。

中谷議員の原発から再エネで電気料金の引き下げを求めよのご質問にお答えを いたします。

大手電力会社の大半は、ウクライナ危機や円安などを要因とした、燃料価格の 高騰などにより、業績が急速に悪化したことから、電気料金の値上げを実施して おります。

このような中、我が国では、エネルギー資源の安定確保、私たちの生活や経済活動に影響を与える電気料金、地球温暖化への対応などを考慮しながら、バランスの取れた「エネルギーミックス」を目指しております。このことから、各エネルギー源の電源としての特性を踏まえて、活用することが大切であります。

太陽光や風力発電に代表される再生可能エネルギーは、自然エネルギーを活用

したクリーンなエネルギーと言えますが、一方で、季節や天候などの自然条件の 影響を受け、安定供給が難しい電源であり、昼夜を問わず安定的に発電できる原 子力や水力・火力などのベースロード電源も必要であります。

さらに、狭い国土で再生可能エネルギーの大規模な開発が進むと、騒音問題、環境破壊の発生などマイナス面もあり、本町においても、風力発電施設が既存施設のほかに130基以上の設置計画が進められており、騒音や景観などの生活環境等への影響のほか、土砂災害等の発生が危惧されております。

電気料金の値上げによって、今後の住民生活に与える影響が懸念されるところではありますが、町としては、国のGX(グリーントランスフォーメーション)の実現に向けた政策を注視していきたいと考えております。

なお、参考までに申し上げますと、原子力発電所が稼働している地域では、電 気料金の値上げは見送られているという実態もあります。

また、現在の電気料金の体系では、再生可能エネルギー発電の普及が進めば進むほど、国の固定価格買取制度により、再生可能エネルギー発電促進賦課金が課せられ、電気料金に上乗せされていることから、住民負担も大きくなっております。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

なお、その他のご質問については、教育長及び担当課長からそれぞれ答弁させ ますので、宜しくお願いいたします。

福田晃悦議長間鳴教育長。

間嶋正剛教育長はい、議長。

中谷議員の給食費の完全無償化をについてのご質問にお答えいたします。

本町では、多子世帯の保護者の負担軽減を図るため、平成29年度から第2子 以降の給食費を無償化しております。

また、昨今の物価の高騰によって、賄材料費が値上がりしておりますが、その 上昇分については保護者に負担を求めることなく、町で対応しております。

県内の無償化の状況でございますが、19市町のうち3市1町が完全無償化を 実施し、今年度2学期より1町が、3学期より1市が完全無償化を予定しており ます。

一方、2市では給食費の値上げを実施し、他の1市でも今後値上げを検討中と

のことであり、各市町において対応が異なっております。

議員ご質問の給食費の完全無償化については、年間約7千万円の固定経費が必要となり、恒久的な支援となることから、町としては、他の子育て支援事業への活用も考慮し、今のところ実施する予定はありません。

なお、今月1日に公表されました、国の「こども未来戦略方針」の素案に、小中学校での給食の実施状況や、地方自治体による無償化の現状について、全国規模の実態調査を「速やかに行い、1年以内にその結果を公表する」とあり、国において無償化に向け、動き出しており、本町としましては、その動向を注視していきたいと考えております。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 宮下健康福祉課長。

宮下隆健康福祉課長 はい、議長。

中谷議員の補聴器購入助成制度の創設をについてのご質問にお答えいたします。

本町における補聴器購入に対する助成につきましては、聴覚の障害があることにより、障害者手帳の交付を受け、補聴器を必要とされる方と、軽・中度の難聴のある児童に対し、言語の習得、教育等における健全な発育の支援を目的とした助成制度があります。

議員ご質問の高齢者の難聴につきましては、個人差はありますが、年齢を重ねることで、聴力機能が衰えるものであります。

しかし、身体の衰えは、聴力のみならず、視力や筋力、ひざなどの関節等、 至る箇所に及び、自立した生活を続けるための支援については、特定の機能だ けでなく、総合的に検討していく必要があるものと考えております。

また、国において、加齢性難聴と認知機能の関連について、現在研究を進めていると聞いております。

超高齢化社会を迎えた我が国において、高齢者人口は、2040年にピークを 迎えると予測される中、身体障害者手帳に該当しない、軽・中度の難聴に対す る補聴器購入助成については、高齢者全般に関わるものであることから、国の 制度として創設されるべきものと考えており、今後とも、国や県の動向を注視 していきたいと考えております。 このため、現在のところ、町独自の助成制度は考えておりません。以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 上滝環境安全課長。

上滝達哉環境安全課長はい、議長。

中谷議員の地域猫の不妊・去勢手術の助成をのご質問にお答えいたします。 地域猫とは、特定の飼い主がおらず、外で生活するという点では、野良猫と 同じですが、「地域で管理されている野良猫」のことで、地域住民の方々の合 意のもと、皆で適切に面倒を見ている猫のことをいいます。

また、飼い主のいない猫の過剰繁殖やふん尿による被害等を防止するため、 餌の管理や排せつ物の処理のほか、不妊・去勢手術を実施するなどの活動を地 域猫活動と呼んでおります。

本町では、「とぎ猫友の会」という団体が最近、このような活動を始めたところであり、今後、この団体が活動するにあたりまして、地域住民の理解を得られているのか、また、会員数や活動内容などを詳しく聴き取りしまして、実態把握に努めていきたいと考えております。

本町では、野良猫のふん尿や悪臭、鳴き声の騒音被害などの苦情が寄せられ、 その件数は年々増加している状況となっております。

野良猫の増加には、飼い猫を屋外で飼うことや、野良猫に対し、無責任に餌を与えたりすることが原因の一つとも考えられます。

このような苦情に対しての根本的な対策のため、石川県では、飼い猫の健康 及び安全と周辺の生活環境の保持のため、屋内で飼うことを推進しております。 町としても、苦情があった場合には、県職員に同行して、飼い主などに対し、 飼い方の指導を行い、周辺の生活環境の改善に努めているところであります。 今後とも、猫を飼われる皆様には、責任ある飼い方をお願いしたいと思います。 以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 山内まち整備課長。

山内勉まち整備課長議長。

中谷議員の住宅リフォーム助成制度の創設をのご質問にお答えいたします。 本町においては、転入者を対象とした「移住定住促進住まいづくり奨励金交付 制度」や、転入者の空き家の取得やリフォームに対して「移住定住促進空家リ フォーム再生等助成金交付制度」により、若い世代の移住定住を促進してきたところであります。

助成制度を導入する際にも検討しましたが、これらの制度は、地方創生における人口減少対策として、町外からの移住定住を目的としたものであり、今のところ、町内在住者に対象を拡大することは考えておりません。

国では、省エネを目的とした「こどもエコすまい支援事業」や「先進的窓リノベ事業」などを組み合わせた、住宅の省エネ性能を高めるリフォームで、補助金を受けられる制度を創設しております。いずれも工事施工者を窓口として、利用者が扱いやすい制度となっており、本年12月末までの住宅省エネ2023キャンペーン期間中に補助を受けられます。

また、石川県でも電気料金の高騰に対する家庭用の省エネ支援事業として、本年4月から、エアコンなど5品目を対象に省エネ性能の高い家電の購入に最大4万円分のポイントを付与するキャンペーンを展開しており、これらの補助制度を利活用して頂ければと思います。

次に、国県道センターラインのはっきり明示を求めよのご質問にお答えいたします。

センターラインとは、道路の中央を通行整理のために左右に分けて引いた線のことで、対向車線と自車線を分離するために設けられている「区画線」の一つです。

中谷議員ご指摘のセンターラインの補修についてでありますが、国県道の補修 については、通行人からの通報、町職員のパトロールにより、そのような状況を 確認した場合、その都度県に対応を求めております。

具体的な個所を伝えて頂ければ、改めて県に要望いたします。

次に、笹波美知の駅、トイレの改修、展望台の整備をのご質問にお答えいたします。

「笹波美知の駅」は、石川県が保有する休憩施設の1つであり、町が協定により、清掃などの維持管理の委託を受けている施設であります。

先般、ゴールデンウイーク期間中にトイレなどへ使用水を供給している取水ポンプが故障し、現在施設の使用を停止しているところであります。

県に確認したところ、ポンプ修繕に時間を要し、9月末の復旧を見込んでいる

との回答を頂いております。

また、展望広場における東屋や木製ベンチについては、老朽化により破損して おり、立ち入りを禁止しているため、早期の改修を要望しております。

当施設からの景観は美しく、夕日のスポットともなっており、施設周辺の除草など、今後も景観に配慮した維持管理を行っていきます。

なお、施設の補修等が必要となった場合には、県に要望していきます。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 中谷松助君。

中谷松助議員 はい。

再質問をさせていただきます。

1点目の志賀原発ですが、私たちは福島の事故を目の当たりにしました。そして志賀原発の場合、専門的な有識者会合が直下に活断層の可能性を否定できないとしました。

そして最近は世界有数の地震国ですから当然と言えば当然なんですが、毎日のように地震があります。素人考えでも超精密機械の原発の箍がおそらくどんどん緩んでくるでしょう。ですからますます増大すると思ってしまいます。原発を廃炉に決めても廃炉作業自体20年30年とかかります。おまけに使用済み核燃料の管理もそれこそ何百年、何千年と気の遠くなる管理が必要となるでしょう。

仕事はあります。大丈夫なので、国のおしつけ、大企業、財界の横暴にいよい よ自治体からもはっきりとノーという時が来ているのではないでしょうか。

改めて小泉町長のご認識をお伺いいたします。

2点目の住宅リフォーム助成制度ですが、以前の議会答弁で在住者へのリフォーム助成も考えられないことはないというようなご答弁があったかと思っています。

そしてまた今年の3月20日から全国対象の環境省などがペアガラスなど建物 の断熱化に補助金を出す、既存住宅における断熱リフォーム支援補助事業が再開 されたと聞いています。

ですからなおのこと、これと抱き合わせの工夫した、省エネ仕事おこしの町内 業者さんによる在住者への住宅リフォーム助成制度の創設を求めるものでありま すが、いかがでしょうか。 3点目の国県道センターラインのはっきり明示をですが、私は何回もお聞きするところは、県道49号線増穂浦シネマチックロード内、西海・富来・酒見方面への3差路交差点のセンターライン、進路変更線とその停止線が消えてしまっているということです。

たしかに命に関わることなので一刻も早い線引きを求めていただきたいと思います。答弁を求めます。

5点目の小中学校給食費の完全無償化をですが、今現在実施の第2子以降の無償化については小泉町長が早くからその必要性をお認めになられていたもの。これを今他自治体がその必要性を重要視されたということだと思います。ですからあとはさらなるご決断だと思います。財源は何にでも使える財政調整基金。本町は33億円ありますが、この中からまずは4000万円を捻出する、そこからはじめられるんではないでしょうか。いかかでしょうか。

6点目の補聴器購入助成ですが、もう一点違った角度から重視したいのは、ど うしても自動車が必要な地域においては、例えば救急車の進来や警告音などの聞 こえの支援がますます必要になってくるのではないでしょうか。

町内医療機関とも連携した高齢者などへの聞こえの支援が待たれているのでは ないでしょうか。答弁を求めます。

最後の地域猫への不妊・去勢手術助成ですが、いわゆる多くの愛猫家のみなさ んはやむなく実費で対処しているということです。

やはりこれは個人ごとではなく地域全体のことでもありますので、助成があってもいいのではないかと思います。いかがでしょうか。よろしくお願いします。

福田晃悦議長 小泉町長。

小泉町長 議長。

中谷議員の再質問にお答えをいたします。

まず、原発の質問でありますけれども、これは電気料金の質問をしているため 原発を止めるという事でありますので、通告外の質問でありますけれども、今回 に限って答えを、答弁をさせていただきたいと思います。

原発の検査におきましては規制庁において、検査中でありますので、その規制 庁の調査に従って、私どももしっかりと対応していきたいと思いますのでよろし くお願いいたします。 残りの質問については担当課から説明させますので、よろしくお願いします。

福田晃悦議長間嶋教育長。

間嶋正剛教育長はい、議長。

中谷議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど答弁いたしましたけれども、今後とも、今国のほうで動きがございます ので、国の動きをまた注視いたしまして、町といたしましても、対応させていた だきます。

以上、中谷議員の再質問の答弁といたします。

福田晃悦議長 宮下健康福祉課長。

宮下隆健康福祉課長はい。

中谷議員の補聴器購入助成制度の創設をについての再質問についてお答えさせていただきます。

自動車や救急車の聞こえの支援ということでございますけれども、補聴器購入 助成につきましては、高齢者全般に関わるものでありますので、先ほども答弁し たとおり、国の制度として創設されるべきものというふうに考えておりまして、 今後とも動向を注視していきたいという事でございます。

以上、中谷議員の再質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 上滝環境安全課長。

上滝達哉環境安全課長はい、議長。

中谷議員の再質問に対する答弁をさせていただきます。

昨年の第4回定例会にもですね、同様のご質問がありまして、野良猫に対する 苦情については単に行政による不妊去勢手術費用の助成だけではなくて、地域ぐ るみで問題を解決していくという姿勢が必要であると答弁したかと思います。

不妊去勢手術につきましては、猫は1年間に2、3回出産しまして、一度に5、6匹の子どもを産むといわれております。これ以上増やさないためには、こういった不妊去勢手術も必要な措置と考えているところでございますけれども、地域猫活動を行うためにはですね、猫が好きな人と嫌いな人がおります。まずは地域住民の合意を得ることが大事かというふうに考えております。

また、ただの餌やり活動とか、そういうことになってしましますと、地域住民 との新たなトラブルになったりですね、他の地域から捨て猫が集まってくるなど さまざまな問題が懸念されております。

したがいまして、先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、まずは区長さんをはじめとしまして、地域住民の理解を得た上でですね、活動しているかなど当該団体の活動実態の把握に努めていくことが大事かと思っておりますので、現時点では不妊去勢手術費用に対し助成することは考えていませんのでご理解いただきたいと思います。

以上、中谷議員の再質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 山内まち整備課長。

山内勉まち整備課長はい、議長。

中谷議員の再質問に対して答弁をさせていただきます。

まず、住宅リフォーム助成制度の創設をの再質問についてでございます。

先ほどの答弁でも申し上げました通り、助成制度を導入する際にも検討いたしましたが、これらの制度は人口減少対策として行っているものということで、現在のところ町内在住者に拡大することは考えていないということでお願いいたします。

次に、センターラインの件についてですが、質問の中では多分、深谷中浜線、 シネマチックロードの三叉路のことかとお聞きいたしました。

また再度確認をいたしまして、不十分であれば県のほうに要望していきたいと 考えております。

以上、中谷議員の再質問に対しての答弁といたします。

福田晃悦議長 中谷松助君。

中谷松助議員 はい。

ありがとうございます。

若干、前に動くようなご答弁もあったかと思いますが、その他につきましては、 今後も引き続き求めてまいることを述べて、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

福田晃悦議長 以上をもちまして、質疑及び質問を終結します。

日程第2 町長提出 議案第33号、第34号及び第37号(委員会付託)

福田晃悦議長 次に、町長提出 議案第33号、第34号及び第37号を、お手元に配付の付託

(休 会)

福田晃悦議長 次に、休会の件についてお諮りします。

委員会審査等のため、明14日から19日までの6日間は、休会したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、明14日から19日までの6日間は、休会することに決しました。

次回は、6月20日の午後2時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

(午後0時29分 散会)